

伐木作業を行う林業、建設業等の事業場の皆様へ

# 伐木作業中の死亡災害・ 重篤災害が発生しています

伐木作業等については、木材伐出業等の林業事業場だけでなく、支障木の撤去等で、建設業、農業、ゴルフ場等の事業場においても行われていますが、労働災害が発生する頻度が高く、災害が発生した場合には被災の程度が重篤になりやすい傾向があります。

当署管内におきましても、令和4年に入り、2月に死亡災害（木材伐出業）、3月に重篤災害（土木工事業）が発生しています。ひとたび労働災害が発生すると、労働者の生命がおびやかされることのみならず、労働者の家族や事業場にも多大な不利益を被ることとなります。

労働安全衛生法に基づく危険防止措置を徹底させるとともに、雇入時の安全衛生教育の充実や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等による安全作業に関する指導、木材伐出機械等に係る労働災害防止に努めてください。

## 災害事例

### 【災害事例1】雑木を伐採中、木が裂けて、折れた木が激突

被災時、被災労働者は谷側へ大きく枝を張った偏心木（樹種：アベマキ、樹高：約20m、伐根直径：46cm）をチェーンソーを使って、追い口切りにて伐倒していた。谷側を伐倒方向として受け口を切り、次に追い口を切っていた。幹の約半分程度まで切ったところで、幹が縦方向に約6m裂け上がり、裂けた立木が跳ね落ちてきて被災労働者に激突した。

裂け防止措置等の対策は講じられていなかった。

#### 災害発生原因

- (1) 作業方法が不適切であったこと  
避けやすい樹種、かつ偏心木にもかかわらず谷方向へ伐倒したこと。  
裂け防止措置や受け口を切った後の芯切りを行わなかったこと。  
不適切な受け口、追い口による伐倒であったこと。
- (2) 作業計画が不十分で退避場所・退避ルートが確保されていなかったこと。
- (3) 被災者は林業現場での実作業経験が浅く、作業に不慣れであったこと。

#### 再発防止

- (1) 伐採に際しては、伐採する木の傾き具合などの形状や周囲の状態などに配慮した適切な作業方法を定め、それに基づき作業を実施すること。
- (2) 退避場所を確保すること  
伐採に際しては、退避場所の確保を確実にを行う。
- (3) 安全衛生教育を実施すること  
労働者に対し、伐採方法、退避方法、作業の危険性などについて、安全教育を計画的に実施する。また、作業に当たっては、労働者の技能を考慮して行う。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

#### (参考)

偏心の程度が著しい立木又は裂けやすい木では、「追いづる切り」が安全に伐倒する方法として有効です。

追い口を切るとき、受け口の反対側となる部分の幹は切らず、突っ込み切りにより側面からチェーンソーを水平に深く入れますが、突っ込み切りの際には、チェーンソーのバー先端部上側が立木に触れるとキックバックするおそれがありますので注意しましょう。

## 【災害事例2】かかり木のかかった木を伐倒中、かかり木が落下し、近くで別作業していた作業者を直撃

山間にある田の水害復旧工事において、地中杭として使用するため、脇にある桧林から立木を伐採していたところ、伐倒した木がかかり木となり、かかられた木をかかり木ごと倒そうとし、かかられた木をチェーンソーにて切っていたところ、かかられた木が倒れる前にかかり木が外れて、付近で別作業をしていた被災労働者に激突したもの。

### 災害発生原因

- (1) 不適切な受け口、追い口であったため、伐木が異なる方向に倒れ、かかり木となったこと。
- (2) かかり木を外さないで、そのまま、かかられた木を伐倒したこと。
- (3) 立入禁止の範囲に別作業の作業者がいたこと。

### 再発防止

- (1) 適切な受け口・追い口を作ること、伐倒した木がかかり木とならないよう、付近の木の枝木、「つる」等を除去しておくこと等について徹底しておくこと。
- (2) 禁止されている浴びせ倒し等ではなく、適切なかかり木処理を行うこと。
- (3) 伐倒前の合図、退避確認の徹底

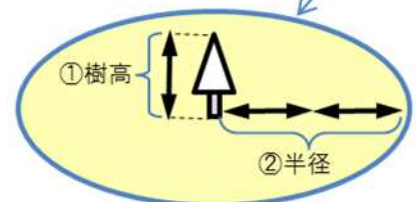
#### (注意)

放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことが義務付けられています。やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。



注意：イメージ図で実際の発生状況とは異なります。

②半径が①樹高の2倍の距離の円  
(立入禁止の範囲)



(図)立入禁止の範囲

## 参考

参考に関連情報が提供されているHP等をご紹介します。  
安全対策を講じる際の参考にしてください。

### 厚生労働省HP

#### 「伐木作業・林業における安全対策」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 伐木作業・林業における安全  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00003.html)  
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」をご確認ください。



### 【参考】林野庁HP

#### 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり

ホーム > 分野別情報 > 森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/anzen/index.html>  
チェーンソーの操作技能基本トレーニングテキストがダウンロードできます。



### 【参考】広島県HP

#### 林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ」

トップページ > 組織でさがす > 農林水産局 > 林業課 > 林業での安全衛生管理に関するお役立ちまとめ  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/86/ringyo-anzen-yakudachi.html>  
年間安全衛生計画・作業手順書・作業計画の見本、安全衛生管理チェックシート等あり

